

〔太宰管内志 筑後 六〕上妻郡

名義は、景行天皇筑紫巡狩件に、十八年七月丁酉、到八女縣略。中水沼縣主猿大海奏言、有女神名曰八女

津媛、常居山中、故八女國之名由此起也。とあり、されば加牟豆万、加牟都邪米のつゞまりたるなり、

ヤメをつゞむればマとなるなり、さて此八女津媛の名の起り、いかなる由ともしり、がたし、もしは地名を元にて負せたるを、其人廣く其邊を領するにつきて、人の名より又移りて、その大名

となれるか、○中略方位事は、東方豊後國に隣り、南方肥後國に隣り、西方山門下妻、三瀨三郡にとな

り、北は御井山本、竹野、生葉四郡に隣りて、東西十一里余、南北三四里或五里あり、郡中大山多くし

て田地すくなし、

〔日本書紀七景行〕十八年七月丁酉、到八女縣、則越前山、以南望粟岬、詔之曰、其山峯岫重疊、且美麗之

甚、若神有其山乎、時水沼縣主猿大海奏言、有女神名曰八女津媛、常居山中、故八女國之名由此起也、

〔日本書紀三十一持統〕四年九月丁酉、大唐學問僧智宗、義德、淨願、軍丁、筑紫國上陽、咩郡、大伴部博麻、從新羅

送使大奈未金高訓等、還至筑紫、

〔釋日本紀十三述義〕筑後國風土記曰、上妻縣、縣南二里有筑紫君磐井之墓、墳高七丈、周六丈、墓田南北

各六十丈、東西各卅丈、石人石盾各六十枚、交陳成行、周匝四面、當東北角、有一別區、號曰衙頭衙頭致政

〔政下原有炊字、據一本、刪所也〕其中有一石人、假容立地、號曰解部、前有一人、裸形伏地、號曰儉人生為儉、猪乃擬、決

〔據一本、刪所也〕側有石猪四頭、號賊賊一本改、下同、據物、物也、彼處亦有石馬三匹、石殿三間、石藏二間、古老傳云、當

雄大迹天皇體繼之世、筑紫君磐井、豪強暴虐、不擾皇風、生平之時、預造此墓、俄而官軍動發、欲襲之

間、知勢不勝、獨自遁于豊前國上膳縣、終于南山峻嶺之曲、於是官軍追尋、失蹤、士怒未泄、擊折石人

之手、打墜石馬之頭、古老傳云、上妻縣多有篤疾、蓋由茲歟、

○按ズルニ、倭名類聚抄ニ上妻ヲ加牟豆萬ト訓ミ、下妻ヲ上ニ准ズト記シタレドモ、右ニ引ク